

付属 - 1 (参考)

水安全方針（令和 2 年 3 月 16 日）

水安全方針

基本理念

私たちは、水道のプロフェッショナルとして高水準の安全・品質管理技術で、お客さまに信頼していただける水道づくりを目指します。

基本方針

1. 安心・安全・安定の追求

より安全でおいしい水道水を安定して供給することを目指します。

2. お客さまとのコミュニケーションの充実

お客さまに水道水の安全・品質に関する情報を提供するとともに、お客さまのご要望・ご意見を水道事業へ反映します。

3. 確実な技術継承

蓄積してきた安全・品質管理技術及びノウハウを次世代へ確実に継承します。

4. 法規制等の遵守

関連する法規制はもとより、水道水の安全・品質管理に係る要求事項を遵守し、日常業務全般にわたる業務の品質管理を徹底します。

5. 繼続的な改善

各時代の要請に応じた目標を設定し、その達成に向けて、継続的にマネジメントシステムを改善します。

付属 - 2 (参考)

工事に必要な火災保険等について

工事に必要な火災保険等について

工事において、工事請負契約書第48条第1項に基づき火災保険等を付す保険の種類、期間、金額等は次のとおりとする。

1. 保険の種類

次の対象工事ごとに定める保険とする。

保険の対象工事	保険の種類
建築工事	建設工事保険
設備工事	組立保険又は火災保険
改修工事、専門工事	建設工事保険、組立保険又は火災保険
解体工事	保険の対象としない

2. 保険の対象

- (1) 工事目的物：工事出来高見込相当部分（既設建物は対象外とする）
- (2) 工事用材料：現場に搬入した検査済材料
- (3) 支給材料：引渡し済み支給材料
- (4) その他：発注者が特に指定したもの

（注：指定がない限り、既設建物については対象としない）

3. 保険金額

保険の種類	保険金額
建設工事保険	請負金額（基礎、屋外工事を除くことができる）
組立保険	請負金額（地中埋設物を除くことができる）
火災保険	請負金額又は出来高金額

注）支給材料やその他特に指定されたものがある場合は、その額を加算した額を保険金額とする。

4. 保険契約の時期

保険の種類	保険契約の始期
建設工事保険	工事着手日（基礎部分を除く場合は基礎工事完了日）
組立保険	工事着手日
火災保険	部分払い請求時

終期：工事目的物の引渡しまでの期間
(引渡し日が保険期間を超える場合は延長すること)

5. 被保険者について

建設工事保険、組立保険は、本市および受注者と、そのすべての下請負人とする。
火災保険は受注者とする。（支給材料がある場合も受注者とする。）

保険証券の提示等について

●保険証券の提示について

工事請負契約書第48条第1項により保険契約を締結したとき、又は変更したときは、保険証券の写しを提出することにより、保険証券の提示があったものとする。ただし、年間総括契約等をしている場合は、当該工事が総括契約に含まれている旨の保険会社発行の証明書を提出してください。

※年間総括契約等について

年間総括契約等において、保険期間の終期が引渡し日とならない場合については、終期までに保険契約更新を行い、保険会社発行の証明書をその都度提出してください。

●工事請負契約書第48条第3項について

受注者が任意に工事目的物及び工事材料等を保険等に付した場合は、発注者に通知しなければならない。この場合、保険証券の写し、または保険会社発行の証明書を提出することにより、通知があつたものとする。

●工事請負契約を変更契約した場合の対応

工事請負変更契約を締結した場合は、直ちに保険会社と協議の上、必要に応じ、「工事に必要な火災保険等について」に準じて加入契約の変更の処置を講じてください。加入契約を変更した場合は、上記「保険証券の提示について」のとおり取り扱ってください。